

年金だより

市民課国民年金係

☎973-5498

国民年金保険料は社会保険料控除の対象になります 年末調整・確定申告まで大切に保管を 「年金の日」

国民年金保険料は、納付した全額が所得税、復興特別所得税及び住民税の社会保険料控除の対象となり、税額が軽減されます。

年末調整や確定申告の手続きで国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間（1月1日から12月31日まで）に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

毎年11月上旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が日本年金機構から毎年11月上旬に送付されます。

証明内容は、今年1月から9月30日までに納付された国民年金保険料と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができません。

また、今年納付された過去の年度分

や追納・後納された国民年金保険料も控除対象に含まれます。

2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合同など、10月1日以降に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。

ご家族の保険料を納付した場合

ご家族の国民年金を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税、復興特別所得税及び住民税の控除対象となります。ご自身の社会保険料の額と合算することができますので、ご家族分の控除証明書も申告する方の申告書に添付して申告してください。

控除証明書をなくされた場合

基礎年金番号（必ず必要です）をこ準備のうえ、コザ年金事務所へお問い合わせください。



年金受給者の皆さまへ

「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税及び復興特別所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されていません）

課税対象となる方には、毎年11月上旬までに日本年金機構等から扶養親族等申告書が送付されますので、**提出期限までに必ず提出**してください。

平成28年分「扶養親族等申告書」が送付される方

年齢	年金額
65歳以上	108万円以上
65歳未満	158万円以上

この申告により、翌年中に受給される年金にかかる所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

「11月はねんきん月間・年金の日」

11月30日は「年金の日」です。厚生労働省では、「国民お一人お一人、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として11（いい）月30（みらい）日を「年金の日」としました。この機会に『年金定期便』や『ねんきんネット』で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただく、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページで確認いただくか、コザ年金事務所にお問い合わせください。

コザ年金事務所

電話 933-12267

